

「令和6年度 男女共同参画普及啓発事業」業務委託仕様書

1 事業目的

本市では、大阪市男女共同参画推進条例第11条において「本市は、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」としている。

男女共同参画の施策を進めるにあたっては、市民の生活に密接にかかわる地域での取り組みが極めて重要であり、地域団体・NPO・企業等地域社会の多様な担い手による協働や、地域の特性・実態に応じた取り組みを進めることが求められている。

本事業は、男女共同参画施策に関する情報を発信し、生活の身近な場面で男女共同参画の重要性の理解を広めることを目的に、市民のニーズや意見を把握のうえ、時勢に応じたコンテンツ等を活用したうえで、各区と連携した啓発や大阪市全域を対象とした啓発を実施する。

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日

3 事業内容

(1) 各区での啓発

「男女共同参画」にかかる「啓発活動」を企画し、区役所と調整のうえ、実施すること。また、「啓発活動」の実施に当たっては、(3)の③で作成した「啓発物」を活用すること。

- ・「啓発活動」の実施期間は、令和6年10月1日～2月末日とする。
- ・24区すべてにおいて、「啓発活動」を実施すること。
- ・「啓発活動」の実施においては、受注者が主体となり、一連の調整や運営（実施にかかる各区や使用会場との調整、「啓発物」の準備や搬出入、会場の設営・管理・撤収、発注者への報告など）を行うこと。
- ・実施に際し必要となる物品（デジタル機器、パネル、スタンド等）は、受注者が用意するものとする。
- ・各区の担当者及び連絡先については、契約後に発注者より受注者に情報提供する。
- ・企画の詳細、その他の事項については、契約後に受注者と発注者で協議のうえ決定する。

(2) 全国的に実施される取組期間における啓発の企画・実施

次の①および②の取組期間において、次のとおり啓発事業を実施する。

①「男女共同参画週間（令和6年6月23日から6月29日）」の期間における啓発

発注者が保有する「令和5年度 男女共同参画普及啓発事業」で作成した啓発パネルデータを活用し、大阪市役所1階の東側ロビーで展示するための作品を作成すること。作成物の詳細やその他の事項については、契約後に受注者と発注者で協議のうえ決定する。なお、展示の場所は発注時点での予定であるため、変更となる場合がある。

<参考>

令和5年度男女共同参画普及啓発事業啓発パネルの掲出

(1作品あたり6パネル・計3作品各18枚)



性別に関するアンコンシャス・バイアス

よく聞く言葉「無意識の偏見」

性別に関する無意識の偏見の問題は根深いです

無意識の偏見を実際に感じた経験

男性の経験

女性の経験

20% 男性

26% 女性

この割合をみて、あなたはどちら側でしたか？

性別に関する無意識の偏見に、自分で気づいていますか？

職業別の特長に関するアンコンシャス・バイアス

チェックリスト

A

B

AとBの項目を採んでみて、違いを感じましたか？

アンコンシャス・バイアスとは？

100人は自分の思っている通りでも、101人目は違うかもしれない

結婚をすることは？

アンコンシャス・バイアスで気づかないうちに誰かを傷つけてしまうかもしれません。

無意識の偏見に気付かず、もつと偏りに生きられる社会にしません！

～あなたは大丈夫？～

仕事と家庭の両立

ワーク・ライフ・バランス

「大学生とツナグ男女共同参画プロジェクト」

あなたは今どんな働き方・暮らし方をしていますか？

ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスを認めていますか？

ワーク・ライフ・バランスの現状

今、仕事と生活のバランスは理想通りですか？

理想と現状に差がある人も少なくありません。

理想と現状に差がある人も少なくありません。

ワーク・ライフ・コンフリクトとは

バランスが取れず、アンバランスな状態が続くと…

ワーク・ライフ・コンフリクト

A or B

ワーク・ライフ・コンフリクトを解消しよう

ワーク・ライフ・バランスのチェック

診断してみてください！ YES or NO チャート

ワーク・ライフ・バランスを達成していますか？

今の自分に合ったワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

自分のベストバランスを見つけよう！

ワーク・ライフ・バランスに近づくには？

②「女性に対する暴力をなくす運動（令和6年11月12日から令和6年11月25日）」の期間における啓発

令和6年11月1日～令和6年11月30日の間に、大阪市在住者を主たる対象にした広く市民が参加できる啓発イベントを企画し、1回以上実施すること。複数回実施する場合は、うち最低1回を、令和6年11月中に実施すること。

ア. 開催場所

大阪市内

イ. テーマ、内容

「女性に対する暴力をなくす運動（令和6年11月12日から令和6年11月25日）」の期間」の実施目的を理解したうえで、男女共同参画の普及に資するテーマや内容とすること。

ウ. 企画・運営

- ・企画や運営においては、受注者単独ではなく、市民や、受注者以外の企業・団体等と連携（例：共同実施する、協力を得る）し、実施すること。
- ・実施にあたっては、対面や紙面といった従来のツールだけでなく、Web や SNS、VR や AR 等を利用した内容を組み込むなど、時代に即した内容や技術を、積極的に活用すること。

エ. その他

企画や運営の詳細、その他の事項については、契約後に発注者と受注者の双方で協議のうえ決定した内容に基づき実施すること。

(3) 市民の意識を反映した啓発物の作成

市民の意識を男女共同参画に関する統計などから分析・把握のうえ、市民のニーズやアイデアを直接市民から聴取する機会を設け、市民の最新の意識や認識に即した創造的で効果的な作品を、新たに作成する。なお、次の①～③の作成にあたり直接市民からニーズやアイデア聴取をする機会は、①～③についてを合わせて実施することも可能である。

① 「啓発用ポスター」の作成

広く市民に向けて啓発を行うため、企業・団体の掲示スペースに掲出するポスターを作成すること。なお、作成にあたっては、次のとおり実施すること。

ア. ターゲットの選定

「啓発ポスター」の作成に際しては、それが主としてターゲットとする対象者を、男女共同参画に関連する政府統計や学術研究等のデータや意識調査を分析のうえ、専門的な知見により定めること。

イ. テーマ

「啓発ポスター」の作成に際しては、啓発を主とする対象者を意識し、SDGs 目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を意識し、男女共同参画の推進に資するテーマを1つ設定し、

実施すること。なお、②、③及び過去のテーマとの重複は、差し支えない。

<参考：過去のテーマ>

「家事シェア」、「男女共同参画の視点からの防災」、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」、「児童虐待の防止」、「女性の活躍促進」、「男性にとっての男女共同参画・子育て」、「ジェンダー平等」、「男性の家事・育児」、「デートDV」、「アンコンシャス・バイアス」、「ワーク・ライフ・バランス」

ウ. 内容

- ・内容は、「男女共同参画」に関するものとする。
- ・内容に、市民のニーズや意識を反映させるため、ア.において定めた対象者を含めた市民から、意見やアイデアを聴取する機会を企画し、実施すること。
- ・「啓発ポスター」は、本市において、次年度以降も使用が可能であるものとし、作成年度・組織名称は記載しないこと。
- ・「啓発ポスター」には、「大阪市男女共同参画普及啓発事業」において作成したことが分かるよう、発注者と相談のうえ、事業名等を表示すること。
- ・掲出にあたり、掲出先が掲載を指定するロゴ等について、掲出先の規定に応じたデザインの修正を受注者により行うこととする。
- ・統計調査やデータ等を引用する場合は出典を明記し、引用する調査結果やデータ等は、最新かつ概ね2年以内のものとする。

エ. 枚数

80枚

オ. サイズ

B3ヨコ (縦364mm×横515mm)

※天地左右15mmについては隠れても差し支えないデザインとすること。

カ. 紙質

マットコート紙 135kg or 110kg

キ. 納品

ポスターデザインが分かるデータを、令和6年9月15日までに発注者に提出すること。また、掲出先の要求があった場合は、掲出先にもデータを受注者により提出すること。

なお、ポスターは令和6年9月末日以降の発注者が指定する期日までに、発注者が指定する掲出先に納品すること（納品等先は大阪市内2か所を予定）。

ク. その他

- ・内容の詳細、その他の事項については、契約後に発注者と受注者の双方で協議のうえ、決定した内容に基づき実施すること。
- ・掲出にかかる掲出先担当者との調整は受注者により実施すること。
- ・具体的な掲出候補先（大阪市内及び大阪市隣接地域を想定）については、契約後に発注者より受注者に通知する。
- ・各区の担当者及び連絡先については、契約後に発注者より受注者に情報提供すること。
- ・企画の詳細、その他の事項については、契約後に受注者と発注者で協議のうえ決定すること。
- ・実施に際し必要となる物品（デジタル機器、パネル、スタンド等）は、受注者が用意するものとする。

②「啓発動画」の作成

各区ホームページへの掲載や、各区小型デジタルサイネージ等での放映を行うための「啓発動画」を作成し、提供すること。なお、作成にあたっては、次のとおり実施すること。

ア. ターゲットの選定

「啓発動画」の作成に際しては、それが主としてターゲットとする対象者を、男女共同参画に関連する政府統計や学術研究等のデータや意識調査を分析のうえ、専門的な知見により定めること。

イ. テーマ

「啓発動画」の作成に際しては、啓発を主とする対象者を意識し、社会情勢を踏まえた親しみやすく身近な「男女共同参画の視点」にかかるテーマを、1つ設定のうえ、実施すること。なお、①、③及び過去のテーマとの重複は、差し支えない。

<参考：過去のテーマ>

「家事シェア」、「男女共同参画の視点からの防災」、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」、「児童虐待の防止」、「女性の活躍促進」、「男性にとっての男女共同参画・子育て」、「ジェンダー平等」、「男性の家事・育児」、「デートDV」、「アンコンシャス・バイアス」、「ワーク・ライフ・バランス」

ウ. 内容

- ・内容は、「男女共同参画」に関するものとする。
- ・内容に、市民のニーズや意識を反映させるため、ア.において定めた対象者を含めた市民から、意見やアイデアを聴取する機会を企画し、実施すること。

- ・「啓発動画」は、本市において、次年度以降も使用が可能であるものとし、作成年度・組織名称は記載しないこと。
- ・「啓発動画」には、「大阪市男女共同参画普及啓発事業」において作成したことが分かるよう、発注者と相談のうえ、事業名等を表示すること。
- ・統計調査やデータ等を引用する場合は出典を明記し、引用する調査結果やデータ等は、最新かつ概ね2年以内のものとする。

エ. 時間・本数

下記の内容でそれぞれ作成すること。

- ・1分程度の動画を、1本以上
- ・15秒程度の動画を、1本以上

オ. 字幕

スピーカーのない環境（無音声）での放映時も問題のないように考慮し、必要に応じてテロップ等をつけること。

カ. 規格

規格は以下のとおりとする。

- ・フォーマット…WMV（Windows Media Video 形式、拡張子は『.WMV』）で作成すること。
- ・解像度…16：9のフルHD（1080i）動画で作成したうえで、Web配信やイベント放送用に
変換する。

※制作した動画は、YouTubeでのインターネット配信またはプレイヤー・パソコンでのDVD再生による放映を想定しているため、それらに対応できる容量及び形式で作成すること。

キ. 納品・納期

- ・動画データを格納したDVD（もしくはCD）を発注者に納品すること。
- ・DVD（もしくはCD）は、各動画ごとに1枚ずつ格納するものとする。
- ・納期は、令和6年10月末日とする。

ク. その他

仮編集の段階までに、発注者にプレビュー（映像によるチェック）を受けること。動画の内容やその他の事項については、契約後に受注者と発注者で協議のうえ決定する。

③「啓発物」の作成

広く市民が利用する施設や、市民・区民を対象とした普及啓発事業において使用可能な

「啓発物」を作成する。なお、作成にあたっては、次のとおり実施すること。

ア. ターゲットの選定

「啓発物」の作成に際しては、それが主としてターゲットとする対象者を、男女共同参画に関連する政府統計や学術研究等のデータや意識調査を分析のうえ、専門的な知見により定めること。

イ. テーマ

「啓発物」の作成に際しては、啓発を主とする対象者を意識し、社会情勢を踏まえた親しみやすく身近な「男女共同参画の視点」にかかるテーマを、3つ設定のうえ、実施すること。また、3つのテーマのうち、少なくとも1つのテーマについては、24区へのアンケート結果で希望があった次の(ア)～(ウ)から選択し、設定すること。なお、①、②及び過去のテーマとの重複は、差し支えない。

(ア) 家族と地域で支える介護

(イ) 諸外国における男女共同参画とこれから

(ウ) 男性にとっての男女共同参画

<参考：過去のテーマ>

「家事シェア」、「男女共同参画の視点からの防災」、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」、「児童虐待の防止」、「女性の活躍促進」、「男性にとっての男女共同参画・子育て」、「ジェンダー平等」、「男性の家事・育児」、「デートDV」、「アンコンシャス・バイアス」、「ワーク・ライフ・バランス」

ウ. デザイン・内容

- ・啓発物は、デジタルコンテンツかアナログコンテンツかを問わない。
- ・デザインや内容は、「男女共同参画」に関するものとする。
- ・デザインや内容に、市民のニーズや意識を反映させるため、ア.において定めた対象者を含めた市民から、意見やアイデアを聴取する機会を企画し、実施すること。
- ・啓発物は、本市において、次年度以降も使用が可能であるものとし、作成年度・組織名称は記載しないこと。
- ・啓発物には、「大阪市男女共同参画普及啓発事業」において作成したことが分かるよう、発注者と相談のうえ、事業名等を表示すること。
- ・各作品の内容は、1作品のみでも使用可能なものとする。
- ・統計調査やデータ等を引用する場合は出典を明記し、引用する調査結果やデータ等は、最新かつ概ね2年以内のものとする。

- ・区ごとにデザインや内容の一部を変更をする場合は、あわせて大阪市全域で使えるものも、作成すること。

エ. 納品・納期

- ・納品先は大阪市内（最大 24 箇所）とし、発注者が指定する提出先に納品すること。
- ・納期は、令和 6 年 9 月 30 日とする。

4 共通事項

「3 事業内容」の各事業の実施について、次のとおり共通事項を定める。

- (1) 事業の実施や広報展開にあたっては、Web やデジタルサイネージ等のデジタルコンテンツを活用すること。なお、本市や男女共同参画センターのホームページや SNS との連携については、契約後に発注者と調整すること。
- (2) 実施内容や広報・周知方法については、企画提案の内容や感染症拡大等の社会情勢を踏まえ、契約後に発注者と協議のうえ決定した内容に基づき決定すること。
- (3) 受注者は、使用する施設の管理者や参加するイベントの実施主体と連携・協働を行うこと。
- (4) イベントやポスター掲出等の実施場所において、事前に調整等が必要な場合は、受注者が行うこと。
- (5) 会場設営・撤収や受付など事業開催にかかる運営管理は、施設の管理者、イベントの実施主体と調整のうえ、受注者が実施すること。
- (6) イベント等の実施に使用する会場等の申込みは、受注者が行うこと。
- (7) 事業報告書掲載用に、実施した事業の状況が分かる写真撮影をすること。
- (8) 会場使用料や各種機材のレンタル料、人件費等事業に必要となる一切の費用は、委託料に含む。
- (9) 受注者が実施する事業にあわせて、発注者が用意した本市施策等の資料の配布・設置を行う場合がある。
- (10) ポスターや動画等の作品は、新規の作成を原則とし、人物であれば出演者・協力者等の肖像権、音楽であれば音楽の著作権等、作成に係るあらゆる権利の調整を行い、「ウェブサイト」での動画配信やデジタルサイネージなどの媒体、イベント等での二次利用について同意を得るとともに、出演料・使用料等を支払う場合は業務委託料の範囲で行うこと。なお、本事業で納品したポスターや動画等の使用期間は無期限である。また、万が一、当該素材の使用による権利侵害の紛争等が生じた場合は、受注者の責任及び負担において全て処理すること。

5 成果目標について

本市では、「大阪市男女共同参画基本計画～第 3 次大阪市男女きらめき計画（令和 3 年～

7年度)」において、3つの施策分野を設定し、成果指標を定め、計画の効果的な実施を図っていくとしている。

うち、「施策分野Ⅲ 持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり」では、今後実施すべき施策の方向性の1つとして、「基本的方向7 男女共同参画を推進する教育・啓発の充実」を定めている。

さらに、同基本的方向では、成果指標として次の3つを掲げている。

については、本事業においても、この3つの成果指標の目標値達成に資することを特に意識した成果目標を設定のうえ、実施することとする。

具体的には、受注者は、本事業の成果と効果を測定するため、「3 事業内容」の(1)、(2)及び(3)の各事業について、成果目標と目標値を、それぞれ設定すること。

また、それぞれの成果目標について、企画提案書で提案したカウント方法や評価方法により測定した達成状況を、発注者へ提出すること。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値	備考
社会全体として男女が平等である と思う市民の割合	17.2% (民間ネット調査)	令和7年度 25%以上	市民局調べ
男性は仕事、女性は家庭を中心とする という考え方を肯定する市民の割合	27.4% (民間ネット調査)	令和7年度 30%以下	市民局調べ
平日において、家事・育児に費やす時間が 30分を超える市民の割合 (20歳～40歳代男性)	①家事 66.2% ②育児 83.3% ※ (民間ネット調査)	令和7年度 ①家事 70%以上 ②育児 70%以上	市民局調べ ※R4は、育児対象者の 要る世帯のみを回答の 対象とした。

6 実施計画書等必要資料の作成及び提出

(1) 実施計画書(事業内容、全体スケジュール等)を提出し、発注者の確認を得ること。

計画書には、各事業について、実施場所、実施時期、手法、成果目標等の企画内容を具体的に記載すること。

(2) 企画内容については、多くの市民が興味を持ち参加が期待できるものとする。

(3) 企画内容について受注者の都合による変更は認めない。

7 事業報告

- (1) 成果目標に対する効果の分析等、仕様書に定めた内容（提案に基づくものを含む）の実施状況・結果等について事業報告書にまとめること。提出のあった事業報告書について、ヒアリングを行う場合がある。
- (2) 本委託業務の収支を明らかにし、3（1）「各区での啓発」については、区ごとに算出し報告すること。
- (3) 各事業において、どこでどのような事業を実施したのか分かる当日の写真を撮影し、事業報告書に添付すること。

8 経費について

業務完了後、発注者の検査を経て、業務完了報告に基づき受注者の請求により支払うこととする。

9 実施にあたっての留意事項

- (1) 政治的・宗教的中立性を確保して実施すること。
- (2) 本業務に関連して参加者から入手した個人情報については、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年2月27日条例第5号）」に基づき、適切に管理し、本業務に関連する用途以外に使用しないこと。

10 再委託について

- (1) 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理等の簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

11 関係法令の遵守

受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法、最低賃金法その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。

12 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

13 その他

- (1) 業務の進行にあたっては、発注者と十分に協議して実施すること。
- (2) 発注者から業務改善を指摘された場合は、必要な措置を取りその改善対策の報告をしなければならない。また、その経過及び改善対策方法の報告書を作成し、指定された期日までに提出しなければならない。
- (3) 本仕様に定めのない事項及び当該事業遂行中に疑義が生じた場合を含め、業務の遂行にあたっては発注者と綿密な連絡、報告、協議を行い、発注者より指示等があれば遵守すること。
- (4) 本委託で生じる成果物の所有権・著作権については、大阪市に帰属する。
- (5) 本業務において発注者から提供された資料、制作した成果物及び書類その他発注者に提出した資料一切について、他の目的に使用してはならない。ただし、発注者の許可を得た場合はその限りではない。
- (6) 本業務の実施にあたって必要な経費は、すべて受注者が負担すること。
- (7) 具体的な事業打ち合わせは、契約締結後に行い、3 の各事業実施前に打ち合わせを行うこととし、進捗については毎月 10 日までにメールにて報告を行うこと。毎月の進捗報告についての形式は自由とするが、仕様書に定めた内容（提案に基づくものを含む）の実施状況、結果等について報告書に記載すること。なお、報告書は、PowerPoint・Word・Excel など、本市において 2 次利用可能な形式にして作成するものとする。

14 担当

大阪市市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

TEL:06-6208-9156 FAX:06-6202-7073

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

- 第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。
- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。
- 3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965